

自衛隊の動向と米軍再編問題

山口大学教授
纈 纈 厚

はじめに

文民統制の見直しを迫り、自民党の新憲法草案には自衛隊から「自衛軍」へと明示され、米軍再編では自衛隊の役割期待が一段と高まるなど、このところ自衛隊をめぐる問題が、また新たな論争となりつつある。そこで本稿では、自衛隊をめぐる政治環境をアメリカのグローバル化する戦争政策との関連から捉え返し、取り分け東北アジア地域における新冷戦構造とも称することのできる不安定な状況の真相に迫りたい。

そこでは北朝鮮や中国と日米韓軍事同盟の関係を探り、そ

れが日本の憲法改悪策動によって一段と危険な状況を創り出すものであって、東北アジア地域における安全保障体制の形成や、筆者の説く東アジア平和共同体の構築には逆行するものであることを紙幅の許す限り指摘していきたいと思う。

アメリカの戦争に追隨する日本自衛隊

現代戦争がグローバル秩序の維持を目的とする戦争であるとするれば、市場の拡大・確保と反グローバルバリゼーション抑圧のためのアメリカの戦争は、「アメリカによるアメリカのための戦争」であり、これに追隨・加担する日本は、第二のア

メリカ化の志向性を内在させていることを示す。そして、また、現代の戦争は非対称的性格を特徴としており、アメリカ単独にせよ「有志連合」や「多国籍軍」の形態にせよ、圧倒的な軍事大国及びグループが、小国及び民族集団を一方的に破砕する戦争である。それは、本来の意味での「戦争」ではなく、「国家テロ」あるいは「グローバル・テロ」と呼ぶに相応しい圧倒的暴力の行使である。

さらに、同盟的性格を濃厚とするのが現代戦争の特徴である。軍事超大国アメリカは単独ではなく連合帝国軍を形成し、対アフガン戦争や対イラク戦争で明示されたように、先制攻撃を採用する。現代の戦争がグローバル化する資本の要請に基づいて実行される以上、国家を超えてグローバル企業・資本の共通の利害・要求の下に実行されることになる。また、現代戦争の非総力戦的性格も指摘可能である。二〇世紀初頭から続いた総力戦としての世界戦ではなく、戦争の非対称性と国民の戦争への支持獲得のために、高度軍事技術を投入して戦争の短期間による勝利が不可欠となった。軍事技術革命が要請された理由もここにある。つまり、「最小の被害で最大の成果」を得るために、人的動員の抑制と超近代兵器群の大量投入（戦場へのマン・パワーの動員は限定的、日常空間への精神・思想の動員の常態化）が不可避となったのである。

このような現代戦争の特徴のなかで、日本の自衛隊も大き

な変容過程にある。すなわち、具体化する日米安保の質的転換を受ける形で、安保条約第六条（基地提供、極東）と同第五條（日米共同作戦、日本十在日米軍）との限りなき接近状態という問題である。例えば、アメリカ太平洋軍の再編過程における厚木基地や普天間基地機能の岩国基地へのシフトの顕在化や、実戦を前提にした日米連合軍の形成などである。いまや、日本自衛隊は、「専守防衛」「国土防衛」論の破棄と

「国益防衛」論の全面展開期に入った。戦前期の日本国軍は「国体護持」の名による「国益」（天皇制権力構造）防衛に特化していたが、今日の自衛隊という名の「新日本軍」ととしての「国益」とは、多国籍企業化する総資本の利益と権益の総称である。

こうした日本自衛隊の変容は、自衛隊独自の判断では決していない。そこでは、在韓・在日米軍の一体化戦略が推進されていることの反映として捉えるべきである。すなわち、「全世界のアメリカ軍再配置G.P.R. (Global Defence Posture Review)」の推進である。それは、韓米同盟と日米同盟の機能的分業を廃止し、対中国戦略の構築と北朝鮮に対する恫喝及び崩壊戦略の採用に不可欠な「戦争の日常化体系」を構築しようとするものである。

すなわち、太平洋方面のアメリカ軍指揮系統を大改編し、アメリカ第一軍団の神奈川県座間への移動、アメリカ軍と自

衛隊の陸海空の指揮の一元化を図ろうとしており、それは東京近郊の横田基地に指揮中枢が設置されようとしているのである。そのことは、横田基地が対中国、対北朝鮮だけでなく、全世界を射程に据えた一元的な指揮センターとして位置づけられることを意味している。

新冷戦構造と日朝関係

東北アジアの冷戦構造を示す南北分断と、アメリカの北朝鮮恫喝、これに反発する北朝鮮の核保有宣言に象徴される朝鮮半島の冷戦構造を終息させ、東北アジアの安定的平和秩序を構築することが焦眉の課題であることは論ずるまでもない。朝鮮半島は公式には戦争状態にあり、北朝鮮の歴史認識では、そのアジア冷戦は抗日戦争の延長として把握されている。こうした事実認識が日本政府及び日本人には希薄であり、アジア諸国民から日本の対北朝鮮強硬派が交渉の進展を阻んでいくとの見方が強い。

日朝双方の政策目標が根本的に異なり、かつまた接点の少ない非対称の交渉を、どう克服するかが問われている。この非対称性を克服・解消するためには、相互に共有可能な目標を設定することが重要である。それゆえ、東北アジア安全保障体制の構築と、日本のアメリカ及び中国に対する姿勢の見

直しが求められている。韓国では太陽政策に象徴されるように、対米認識の是正に真剣に取り組み、部分的には成果を得している。一方の北朝鮮は強硬外交のスタンスを抑制し、アメリカを含めた東北アジア平和安定秩序の形成に主体的に参入する必要性があろう。そのためにも、日本政府及び日本人は、北朝鮮を正当な交渉相手と見ようとし「拒否論」を克服し、拉致問題を口実とする戦争・植民地責任を回避しようとする「戦術論」を解消し、北朝鮮脅威論を扇動することによる「軍拡論」を放棄することが先決事項である。そのためこそ、安全保障問題が両国共通の課題として設定することが肝要である。

ならば日朝間に横たわる課題と、どう向き合うべきであろうか。実は、その解答こそが東北アジア地域の平和の構築への展望と深く連動していると思われる。その問題を簡単にでも整理しておこう。

拉致問題について、日本政府は、「日朝平壤共同宣言」を踏まえ、拉致問題と安全保障問題を最重要課題と位置づけてはいたものの、日本国内世論の拉致事件への過剰な反応ゆえに、両者を同時に捉える視点が後退し、拉致事件のみが特化されることになった。それには、日本国内保守派の対北朝鮮論脅威論による、ある種の利益構造が存在しているからである。あらためて、拉致事件の背景を振り返るならば、東

北アジア冷戦構造のなかで北朝鮮が国際的孤立に陥れられた理由として、例えば、米韓合同軍事演習（チーム・スピリット）に象徴される八〇年代前後の北朝鮮に対する軍事恫喝に對抗するため、北朝鮮国内に総動員体制という「戦時」状況が生み出されたことが指摘できよう。その結果、北朝鮮国内に急進派軍人グループが形成され、所謂「先軍政治」あるいは「先軍領導政策」が実体化していくなかで、軍事作戦の一環として編み出されたのが拉致事件であった。

問題は、例えば、アメリカの軍事恫喝への対抗手段として北朝鮮の「先軍政治」が敷かれているとしても、日本国内世論における拉致事件への過剰の反応によって、「日朝平壤共同宣言」に謳われた「安全保障問題」への関心が希薄化していったという事態である。

確かに、「先軍政治」を掲げ軍事優先による北朝鮮の政治体制にとつて、核とミサイルは体制保守のための「切り札」として位置づけられている。だが、核とミサイルが純軍事的・物理的なレベルではなく、外交カードに使われることの問題性と北朝鮮が置かれた国際政治・軍事環境と国内の経済環境から派生する矛盾や特殊事情をどう捉えるか、という問題が存在する。このような北朝鮮の姿勢を突き崩していくためにも、東北アジアの安全保障体制の確立が急がれるべきである。そのことは、北朝鮮にとつても焦眉の課題であるはず

である。なぜならば、北朝鮮は生存への活路を見い出すため、アメリカをターゲットとして核とミサイルのカードを発想したが故に、逆にアメリカから恫喝を誘因しているという現実面に直面している。

それ故か、昨今の六者協議による交渉再開に具現されているように、北朝鮮はアメリカへの敵対関係一辺倒の路線から、東北アジア地域の多元的枠組みのなかで安全確保へ路線転換に踏み出そうとしており、朝米関係の比重相対化と、韓国及び日本への新たなアプローチを試み始めていることも確かである。この機会を東北アジアの平和構築へと、どのように繋げていくかが極めて重要な課題となっている。

ここで繰り返し問わなければならないのは、日朝間だけではないが、取り分け戦後六〇年間も経過した今日にあつても、なぜ朝鮮植民地責任が日本政府及び日本人に意識化されないのかという問題である。その理由の一つに戦後冷戦構造のなかで歴史責任が正面から問われることを回避可能であつた日本人と日本政府の「好条件」という点が先ず指摘される。すなわち、脱冷戦の時代に入つても、東北アジア冷戦（具体的には南北分断状態）ゆえに引き続き朝鮮植民地をめぐる歴史責任が棚上げされ続けたことである。また、日本人の多くに内在する朝鮮領有合法化論や有益論や、拉致問題と朝鮮植民地統治時代に侵した日本の犯罪を同列に論ずることを拒否す

る歴史認識の不在性という問題がある。それが、かつての被侵略諸国から日本への不信増大を招いているのである。

東北アジア平和化の条件と日・米・韓の関係

東北アジア平和化の諸条件のなかで、必須の課題は南北朝鮮の統一と日本の平和憲法堅持である。この二つの課題は、確かに直接的な関係性が乏しいように思われがちだが、根底では分かち難く結びついている。それで、この二つの課題は際だつた不整合あるいは矛盾としてあり、検討の対象としなければならぬ。結論を先に要約すれば、南北分断状態を放置したままの平和憲法とは本来あり得ないということである。すなわち、平和憲法の原理は、ただ単に日本一国の平和実現及び平和国家実現の確約を宣言しただけでなく、国際平和秩序の確立に日本の徹底貢献を約束した内容である限り、一国平和主義を超えて対アジア社会、対国際社会に向けて放射され続けるべき普遍的かつ世界的な視座からするメッセージである。

それが含意するものは、当然ながら東北アジアを含めたアジア諸地域、世界諸地域における戦争を誘因する軍事主義の解消への貢献である。南北分断に象徴される東北アジアの新冷戦構造は、その意味で平和憲法のメッセージを真つ向から

否定する政治的軍事的秩序である。日本が平和憲法を堅持し、これを活かそうとするならば、当然にアジア冷戦の母体である南北朝鮮分断及び日米軍事同盟は、日本の平和憲法と整合性を得ない矛盾の産物として徹しく捉え返さなければならぬのである。

そこでの問題は、何故このような不整合や矛盾が戦後半世紀以上も持続し、いまだ日本の平和憲法が日本政府の手によつて実質放棄されようとしているのか、ということである。そのことも簡単に触れておきたい。

朝鮮半島の分断は、客観的に見れば南北朝鮮の体制が朝鮮戦争以降、存続可能な均衡状態を提供してきたと言える。分断・対立による体制保守を可能とさせてきたが、それは所詮擬似的安定的な地域的秩序に過ぎなかつた。韓国では民主化運動によつて終焉を迎えるまで、長らく軍市政権が続き、国防保安法に象徴される高度な国防国家あるいは高度治安国家体制が敷かれた。一方の北朝鮮では、ある種の権威主義的抑圧国家体制が存続している状態である。この相互関係は、再び戦争を誘発しかねない不正常で危険な秩序である。この状態から脱出するためには、地域的共同安全保障体制の構築が不可欠なのである。

しかしながら、朝鮮南北分断による東北アジア冷戦構造を基盤とする日本の保守体制は、脱冷戦を本質的には志向せず、

基本的にアメリカの新冷戦戦略と軌を一つしながら、分断状態によって担保される日本の保守構造と保守思想に閉じこもったままであり、今日、一連の有事法制による戦争国家化と、小泉首相の靖国参拜に象徴的であるように復古主義的な国家思想の喚起に躍起になっている現実がある。これに比べ、韓国の対北朝鮮政策は、アメリカの対北朝鮮「封じ込め」(containment) 戦略と異なり、「包容」(engagement) 政策を採用しようとし、韓米間でも微妙な閑ぎ合いが存在する。アメリカの圧力に押されつつ、韓国政府は、アメリカとの間に妥協と対立を織り交ぜながら、敢えて言えば、「封じ込めのなかの包容」(con-agement) の追求という路線を採用している。

このように韓国の対米関係は全面従属ではなく自立志向を明らかにしており、また、主體的判断の確保を貫徹しようとしているかに見える。これに反して、日本政府は、アメリカの意図する条件次第では北朝鮮への先制攻撃の強行が、日本の安全保障の最大の脅威であることに全く無自覚である。日本国内に横溢するタカ派的覇権主義に支えられて北朝鮮に対する経済制裁論の大合唱や、拉致事件への主観的かつ感情的な対応からは、日本を含め東北アジアの安全保証体制の構築という展望を語ろうとする気構えの片鱗すら窺えない。

そこにあるのは、ただ、「有備無患」という単純なフレー

ズの繰り返しであり、それが生み出すのは、無限の軍拡と不信と対立の深刻化という危険な事態である。それは、言うまでもなく、平和憲法を踏まえつつ、平和と民主主義の実現を戦後日本国家の基本精神としてきたことに逆行するものではない。現実には、こうした事態から、東北アジア地域に相互不信と緊張を招く結果となっているのである。

日本の選択と日本国憲法の危機

最近における日本の平和憲法をめぐる状況は、急速に悪化の一途を辿っている。本年(二〇〇五年)八月一日、自民党の「新憲法第一次案」が公表され、九月一日の総選挙で小泉純一郎首相率いる自民党が圧勝し、その余勢をかって、九月二日には衆議院運営委員会において、自民党、公明党、民主党の賛成を得て憲法特別委員会が設置され、憲法改正の手続きに関わる国民投票法の審議に入った。九月二七日には、自民党が一月二八日に「新憲法草案」(改憲草案)が公表され、一月二二日の自民党結党五〇年党大会で新綱領などと一緒に公表することになっている。

周知の通り、「自民党新憲法第一次案」では、現行の「日本国憲法」の「第二章 戦争の放棄」が「安全と保障」となり、平和憲法の基本原理である「戦争放棄」の文言が削除されて

いることの意味は頗る重大である。そして、現行憲法第九条の第二項で明示する「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」とする戦力不保持の文言も削除され、第一次案では、「侵略から我が国を防衛し、国家の平和及び独立並びに国民の安全を確保するため、自衛軍を保持する。」と記され、戦力保持を明確に謳っている。確かに、現在の自衛隊は約二四万人の精鋭部隊から編成された世界屈指の正面整備を有する「軍隊」以外の何物でもない。しかしながら、「戦力不保持」を明示することは、日本が将来にわたり、軍事力に依存しない平和国家への展望を保守し、その実現を国際社会にも訴え続けることによつて、日本の国際的地位を確立していくこととする意思表明であつたはずである。それを自己否定する内容の文言を盛り込んだ意図は、戦力活用 of の具体化を意図していると思われる。

また、それとの関連で、「自衛軍」(＝軍隊)の明示は、既に存在している自衛隊を追認し、憲法において明記する程度の問題ではない。自衛隊の名実共に軍隊化として憲法上明記することの意味は、現行憲法に謳われた平和主義を全面否定する認識を示すものである。「戦争その他の武力行使・威嚇」を国家に禁じた平和主義の徹底こそが、平和国家日本の原点であるはずである。しかし、第一次案の底流にある武装自衛権の行使の是認と同時に、これに現行憲法が禁ずる集团的自

衛権も当然含まれるし、そのために自衛軍を使用するという姿勢である。そして、さらなる問題は、ここで示された自衛権の名の下に対外的武力行使の敷居を一気に取り払おうとしていることである。アメリカとの共同軍の編成も、イラクだけに限定するのではなく、海外派兵の常態化を意図していることも明らかである。

加えて、現行憲法に明記された前文が大幅に変更されている。現行憲法の前文に示された世界に開かれ、共生と共存をめざす努力による信頼醸成という目標が事実上放棄されているのである。一国主義的で偏狭なナショナリズムに墮して行きかねない復古主義の色彩を多分に含んだ新憲法の前文が浮き彫りになっていたのである。このような憲法が現行憲法に替わつて登場することになれば、東北アジアの平和共同体構築による安全保障体制の構築という平和戦略が、水泡に帰する危険性は大と言ふしかない。

それでは東北アジアの平和構築のために、日本にはどのような選択がなされるべきであろうか。

第一には、ハードパワーでなく、ソフトパワー溢れる平和国家として、覇権安定型の伝統的発想を克服し、地域協力型の平和戦略を推進することが何よりも不可欠である。そこでは、例えば、日朝間の懸案となつている拉致問題を北朝鮮固有の問題としてだけ捉えるのではなく、冷戦構造下の敵対関

係が生み出した歴史事実として冷静に捉える視点が重要となる。

第二には、グローバルな冷戦（東西冷戦構造）が終焉したにも拘わらず、ローカルな冷戦の残存（北東アジア地域とイラクを中心とする中東地域）という国際情勢を注視しつつ、アメリカのグローバリゼーションは軍事力に担保された経済格差の拡大を結果するに過ぎず、国際秩序の不安定化を生み出す（具体的には反米運動と「テロリズム」と一括される民族・部族抵抗ゲリラ運動）という認識を共有することである。

第三には、本論でも特に着目した東北アジアの地域冷戦を克服するものは、何よりも朝鮮分断の克服と統一が急務であり、その場合に民族の論理だけでなく、民衆を指向して国家の壁を突き破る論理が不可欠となる。かつて東西冷戦を解体に追い込んだ「国境を越えた市民と市民社会」の存在を再認識することが益々重要度を増しており、民族・国家という枠組みから、市民・市民社会という枠組みへのダイナミックな発想転換こそ求められているのである。

私たちは、東北アジアに残存する冷戦構造の負の遺産を克服し、東北アジアに平和共同体という名の国境を越えた平和社会を実現することが私たちに課せられた共同の責務と捉えたい。そのためには、市民主体の所謂「民際交流」や「民際支援」の確実な輪を拡げていくことである。そのような展望

を抱きつつ、特に日本人の責務として指摘しておきたいのは、加害責任の視点から戦争責任一般ではなく、植民地責任・軍政統治責任の実態を克明に学習していくことである。この視点なくして、イラク派兵や北朝鮮への恫喝外交に安直に便乗する精神からは解放されないであろう。私たちに求められているのは、アジアとの和解と共生のプログラムを構築し、アジア諸国民との積極的な交流を展望するなかで、和解の方法を追究し、共生へのプロセスを共有することである。

（〇五・一一・一四記、こうけつ・あつし）

